

「小児・障害メディカルセンター」等 の移転・建替えについて

令和8年度（2026年度）第1回
八王子市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会

令和8年（2026年）4月24日
八王子市福祉部障害者福祉課



1 小児・障害メディカルセンターの概要

◆ 開設の経緯

平成**22(2010)**年**3**月の都立八王子小児病院の移転に伴い、土地・建物を東京都から譲り受け、**23年4**月に開設



- 所在地: 台町四丁目33-13 (西八王子駅徒歩**9**分)
- 規模: 鉄筋コンクリート造**3**階建て
- 敷地面積 約**3,760**m²
- 延床面積 約**5,700**m²

◆ 現在の主な事業と施設の位置づけ

○ 医療施設【診療所】

本館 1F	一般小児外来診療所
	障害者(児)外来診療所
	療育診療電話相談
夜間 救急 棟 2F	障害者歯科診療所
	休日歯科応急診療所

○ 障害福祉施設

本館 3F	発達障害児支援室「からふる」
本館 2F	重症心身障害者通所施設
本館	相談支援室ぱれっと

【その他】売店 ぷらさdeかたくり(障害:就労継続支援B型)

◆ 敷地内建物の約**8**割を占める本館(療育診療棟)は昭和**55**年築。令和**12(2030)**年度に耐用年数**50**年を迎える。

2 移転の必要性

- ◆ 発達障害の社会的認知や全国的な5歳児健診の導入の影響による療育支援の需要
- ◆ 現在の建物は築45年が経過しており、大規模改修が喫緊の課題
- ◆ 一方、利用者の特性上、大規模改修において居ながら工事が困難

<利用者の特性>

障害名	理由
知的障害	大きな音、突発的な音、騒音等に強く反応し、不快感や苦痛を感じるほか、てんかん発作、不穏やパニックになることがある。
発達障害(ASD、ADHD)	
脳性麻痺	

利用者への
負担

安全確保の
難しさ

スタッフの
負担

(災害対応)

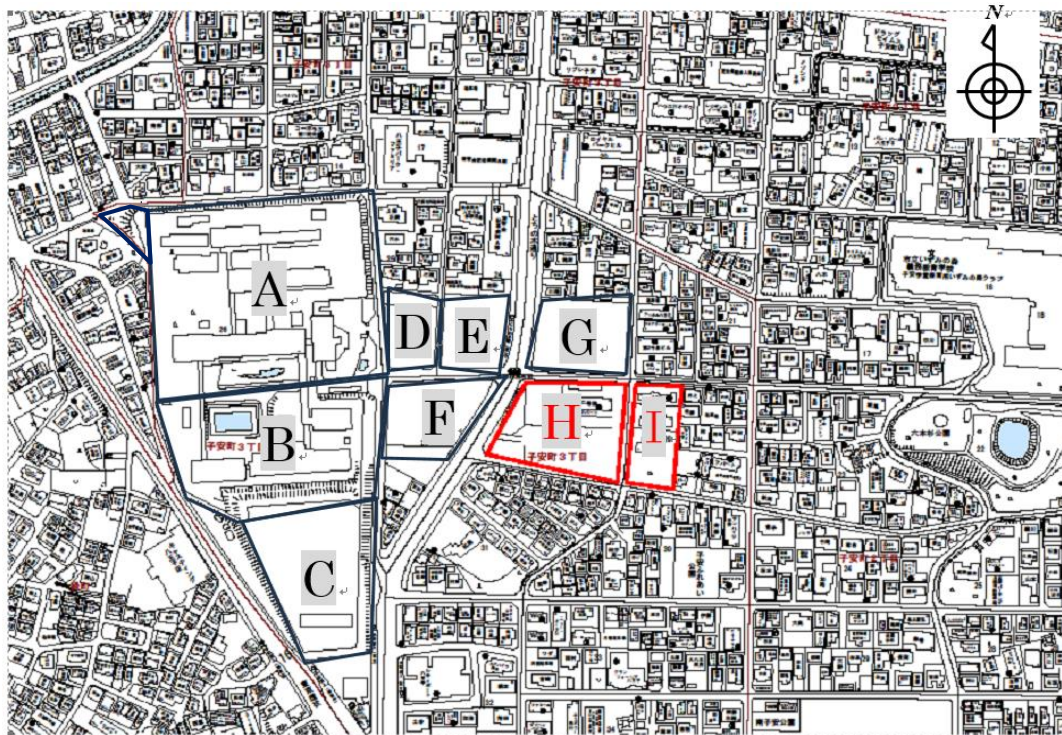
小児・障害メディカルセンターは移転し、建替える。

3 八王子医療刑務所用地の一部(H・I)について

八王子医療刑務所用地の一部 (H・I)

- 所在 子安町四丁目580番1、589番21 (地番)
子安町四丁目28番、29番 (住居表示)
- 面積 約7,000m²
※内訳 (H : 約5,000m² I : 約2,000m²)

- 位置図



※A~Gは集いの拠点として整備中

4 心身障害者福祉センターの概要

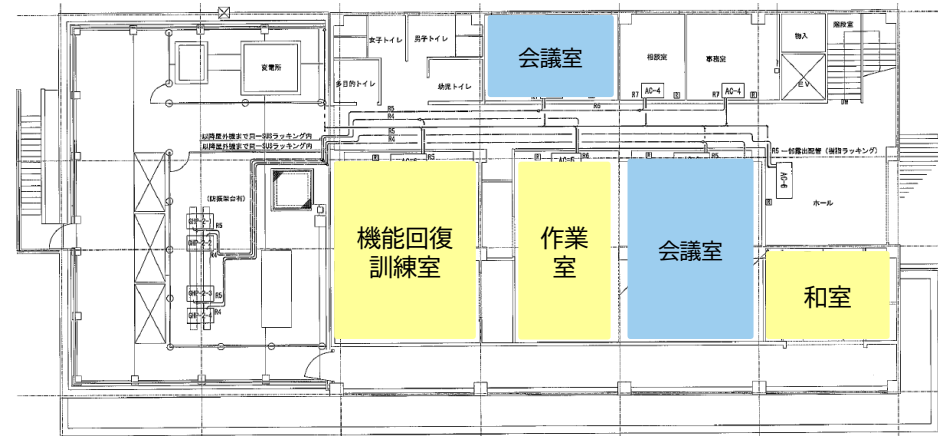
心身障害者福祉センター	
所在地	台町二丁目7番22号
開設日	昭和55年4月1日
敷地面積	1,858.60㎡
延床面積	407.41㎡（2階部分ほか）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法 ・八王子市心身障害者福祉センター条例
事業内容	更生相談、機能回復訓練、ことばの教室、失語症言語リハビリ、作業訓練、講習会



1階（すぎな愛育園）

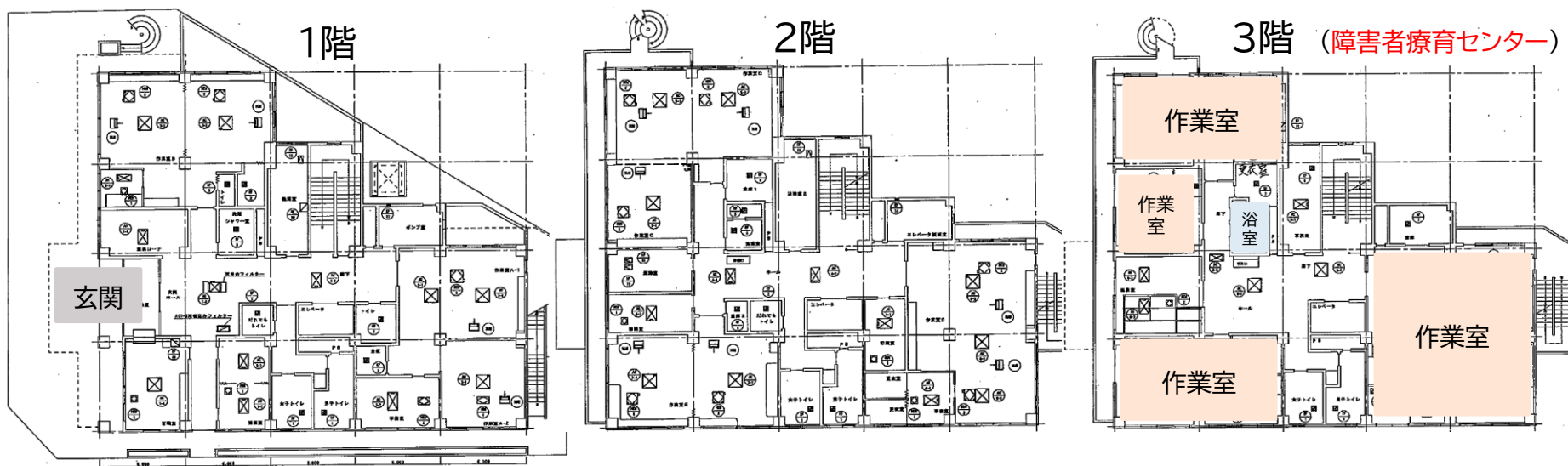


2階（心身障害者福祉センター）



5 障害者療育センターの概要

障害者療育センター	
所在地	長沼町1306番地4
開設日	平成12年7月3日（建物は平成4年開所）
敷地面積	990.55㎡
延床面積	593.96㎡（3階部分ほか）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・八王子市障害者療育センター条例 ・東京都重症心身障害児(者)通所事業等実施要領
事業内容	重症心身障害者通所事業、生活介護



6 スケジュール

令和7年度

国有地(H・I地区)の留保に向けた国との調整

・令和8年1月30日 国有地財産の処分留保について関東財務局へ
通知

医師会・歯科医師会など関係者への情報提供
障害者団体等との調整

令和8年度

10月 国有地利活用方針(案)策定検討会の設置